

処遇改善加算の取り組みについて (R4. 10. 1)

1. 鹿寿苑では処遇改善加算に係る下記の取り組みを実施し、処遇改善加算 I を取得しています(基本給)

処遇改善加算 I

1. 処遇改善加算を立案している。または既に処遇改善をおこなっており、適切に報告していること
2. 労働基準法の違反、労働保険の未納がないこと
3. 新たな定量的要件(職場環境等要件)を満たしていること
平成27年4月から計画書の届出の日の属する月の前月までに実施した介護職員の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く)及び、当該介護職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること
4. キャリアパス要件 I を満たしていること
 - ① 介護職員の任用における職位、職責又は職務内容等の要件を定めていること
 - ② ①に掲げる職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系を定めていること
 - ③ ①、②について、就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、すべての介護職員に周知していること
5. キャリアパス要件 II を満たしていること
 - ① 介護職員の職務内容を踏まえ、介護職員と意見交換をしながら、資質向上の目標及びア、イに関する具体的な計画を策定し、研修の実施、又は研修の機会を確保している
ア)資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供または技術指導等を実施するとともに、介護職員の能力評価をおこなうこと
イ)資格取得のための支援(休暇の取得、研修費用等)をおこなうこと
 - ② 上記の内容をすべて介護職員に周知していること
6. キャリアパス要件 III を満たしていること
 - ① 介護職員について、経験もしくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けていること
ア)経験年数や勤続年数に応じて昇給する仕組み
イ)資格取得に応じて昇給する仕組み
ウ)一定の基準に基づき昇給を判定する仕組み
 - ② 上記の内容をすべて介護職員に周知していること

2. 介護職員等処遇改善加算に係る下記の取り組みを実施し、介護職員等特定処遇改善加算 I を取得しています

(一時金)

介護職員等特定処遇改善加算 I

1. 介護福祉士の配置等要件
サービス提供体制強化加算の上位の区分を算定していること
特別養護老人ホーム鹿寿苑・・・日常生活継続支援加算もしくはサービス提供体制強化加算(Ⅱ)
第二鹿寿苑・・・サービス提供体制強化加算(Ⅱ)
グループホーム鹿寿苑・・・サービス提供体制強化加算(Ⅰ)
短期入所生活介護センター鹿寿苑・・・サービス提供体制強化加算(Ⅱ)
デイサービスセンター鹿寿苑・・・サービス提供体制強化加算(Ⅰ)
訪問入浴ステーション鹿寿苑・・・サービス提供体制強化加算(Ⅰ)
2. 現行加算要件
処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを算定していること
3. 職場環境等要件
平成20年10月から届出を要する日の属する月の前月までに実施した処遇改善(賃金加算を除く)の内容を全ての職員に周知していること

3. 1. の処遇改善加算 I の届け出を行っている事業所に対し実施される介護職員等ベースアップ等支援加算を取得しています。(毎月支給 手当)

鹿寿苑が取り組んでいる職場環境等要件

<p>入職促進に向けた取り組み</p>	<p>☑法人や事業所の経営理念やケア方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化</p>
<p>資質の向上やキャリアアップに向けた支援</p>	<p>☑働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を受講しようとするものに対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等</p> <p>☑研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動</p> <p>☑上位者、担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ等に関する定期的な相談の機会の確保</p>
<p>両立支援・多様な働き方の推進</p>	<p>☑有給休暇が取得しやすい環境の整備</p> <p>☑業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談多性の充実</p>
<p>腰痛を含む心身の健康管理</p>	<p>☑短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施</p> <p>☑雇用管理改善のための管理者に対する研修等の実施</p> <p>☑事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備</p>
<p>生産性向上のための業務改善の取り組み</p>	<p>☑高齢者の活躍(居室やフロア等の清掃、食事の配膳・下膳などのほか、経理や労務、広報なども含めた介護業務以外の業務の提供)等による役割分担の明確化</p> <p>☑5S活動等の実践による職場環境の整備</p> <p>☑業務手順書の作成や記録、報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減</p>
<p>やりがい・働きがいの醸成</p>	<p>☑ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた環境整備やケア内容の改善</p> <p>☑利用者本位のケア方針など介護保険や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供</p> <p>☑ケアの好事例や、利用者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供</p>